

医療法人東札幌病院厚別老人保健施設ディ・グリューネン
指定訪問リハビリテーション事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所
運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人東札幌病院(以下「事業者」という)が開設する厚別老人保健施設ディ・グリューネン(以下「事業所」という)が実施する指定訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリテーション」)が行う訪問リハビリテーション事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理、運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、要支援、要介護状態にあり、医師が訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、要支援・要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法、言語療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称など)

第3条

1. 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - 一 名称 医療法人東札幌病院 厚別老人保健施設ディ・グリューネン
 - 二 所在地 札幌市厚別区厚別町下野幌 38 番 18

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

1. 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
 - 一 管理者 医師 1 名 その他 非常勤医師 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
 - 二 理学療法士 1 名(専従)
 - 三 作業療法士 1 名(兼務)
 - 四 言語聴覚士 1 名(兼務)

理学療法士、作業療法士又言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るため、必要なりハビリテーション・指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

1. 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - 一 営業日月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する規定する休日及び12月30日から1月3日までを除く。
 - 二 営業時間 9時から17時までとする。

(利用料等)

第6条

1. 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
(別添料金表参照)
2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費とする。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
 - 一 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道6キロメートル未満0円
 - 二 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道6キロメートル以上600円
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条

1. 通常の事業の実施地域は、札幌市厚別区、清田区、白石区、江別市、北広島市の区域とする。

(苦情処理)

第8条

1. 管理者は、提供した訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条

1. 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者などに連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
2. 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第10条

1. 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(業務継続計画の策定)

第11条

1. 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
3. 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待の防止等)

第12条

1. 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(協力医療機関)

第13条 下記のとおり、協力医療機関・歯科医療機関を定める。

・協力医療機関

- | | |
|------|--------------------|
| ①名 称 | 東札幌病院 |
| 住 所 | 札幌市白石区東札幌3条3丁目7-35 |
| ②名 称 | 交雄会新さっぽろ病院 |
| 住 所 | 札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2-5 |

・協力歯科医療機関

- ①名 称 東札幌病院 歯科口腔外科
住 所 札幌市白石区東札幌 3 条 3 丁目 7-35
- ②名 称 サンピアザ歯科診療所
住 所 札幌市厚別区厚別中央 2 条 5 丁目 7-2 サンピアザ 3F

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条

1. 事業者は、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後 6 カ月以内
 - 二 継続研修 年 2 回
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人東札幌病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する
令和 7 年 4 月 1 日から施行する